

インドネシア政府による入国規制の変更（政府通達の発出）

令和4年3月28日（総22第34号）

在デンパサール日本国総領事館

●インドネシアの入国に際し、2回以上ワクチンを接種している場合、PCR検査は空港検査1回のみで、ホテル隔離は不要になりました。

1. インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、3月23日付け通達（第15号）を発出し、外国人の入国に係る規制を一部変更する措置を発表しました。この措置は、同23日から適用され、追って定められる期限まで有効とされています。

2. 外国人のインドネシアの入国に際し、2回以上ワクチンを接種している場合や、例外として健康上の理由で未接種であるとの国立病院発行の診断書を携行する場合は、PCR検査は空港での検査1回のみとなり、ホテル隔離は不要とされました。また、18歳未満は、ワクチン接種証明書の提示は不要とされました。なお、入国時の必要書類とされる医療保険加入証明書の補償額の変更が追加されました。

3. 同通達による外国人の入国に関する従来からの規制からの主な変更点は以下のとおりです。

（1）入国可能な空港に、ロンボク・ザイヌディン・アブドゥル・マジッド空港が追加。

（2）入国前のアプリ「pedulilindungi」のダウンロードを義務付け。

（3）18歳未満は、ワクチン接種証明書の提示不要。

（4）入国時の必要書類であるコロナ治療費・移送費等に対応する医療保険加入証明書に関して、その必要最低補償額は地方政府等が定める。

※当館注：当館から関係機関に必要医療保険の最低補償額を確認したところ、バリ・ロンボク何れの入国に際しても、インドネシア通貨で5億ルピア相当以上とのことです。

（5）2回以上ワクチンを接種している場合や、健康上の理由でワクチン未接種である旨の国立病院発行の診断書を提示できる場合は、入国後のホテル隔離は不要。

（6）保護者が同伴する18歳未満の子どもは、子どものワクチン接種の回数に関わらず、同伴する親・保護者への措置が適用される（ホテル隔離なし）。

（7）入国時の手続きの流れは以下のとおり。

ア 到着後PCR検査

イ 入国審査、税関審査

ウ 荷物の回収、荷物の消毒

エ ホテル又は自宅に直行

オ ホテル又は自宅でPCR検査の結果を待つ。PCR検査の陰性結果が判明するまでは部屋から出ず、他人とコミュニケーションを取らない。

カ PCR検査結果が陰性であれば、通常の活動が可能。入国後14日間は、症状の有無について自主的に健康観察を行うことを推奨。

(8) 到着後2回目のPCR検査は不要。

(9) バリ島、バタム島、ビントアン島から入国する場合の特別措置（通達第13号）は廃止。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。入国措置についても、今後見直しが行われるおそれがありますので、邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。